様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和4年1月7日

□ 中

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	たつの市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.tatsuno.lg.jp/jouhousuishin/mynumber.html

執行機関名　たつの市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療条例による重度障害者及び高齢重度障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって第5号令第60条で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		たつの市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1第4の項 福祉医療条例による重度障害者及び高齢重度障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって第5号令第60条で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第1条	たつの市福祉医療費助成条例（平成17年条例第74号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、社会福祉の理念に基づき、高齢期移行者、重度障害者(重度障害児を含む。以下同じ。)、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児及び高齢重度障害者の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		たつの市福祉医療費助成条例（平成17年条例第74号）